

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（120）」
2. 日時：平成29年4月17日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 7階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、高嶋原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波担当）付）

藤田技術研究調査官、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他15名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 課長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻、その他自然現象等）」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<外部火災>

- 日本原子力発電から、防潮堤の設計変更に伴い森林火災の評価が変更となるため、審査会合での説明は当面見送りたいとの説明があった。原子力規制庁から、事業者で説明の準備が整い次第、審査会合で説明するよう伝えた。

<竜巻>

- 竜巻の評価に用いるフジタモデルについて、先行プラントで用いられているランキン渦モデルとの違いについて整理して説明した資料を提示すること。
- 空力パラメータの算出において、物品の形状を考慮して見付面の充実率の影響に応じた割増係数を考慮するとしているが、従来考慮していた係数との関係を含めて考え方を整理して説明した資料を提示すること。
- 設計飛来物の設定において固縛等飛散防止対策の可否により設計飛来物対象とするか判断するとしているが、判断基準について具体的に整理して説明した

資料を提示すること。

<その他自然現象等>

- 積雪について、設計上考慮すべき荷重について、規格基準類と観測記録を比較しどちらを設定することが適切か整理して説明した資料を提示すること。その上で設計を超える場合の対応について整理して説明した資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(外部からの衝撃による損傷の防止(その他外部事象)(第6条))
- ・東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況(外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻)(第6条))